皇室事項

認証官任命式

二月六日午後七時十分、宮中において、最高裁判所判事山口厚、高等裁判所長官小林昭彦、特命全権大使江崎禎、香取照幸及び川村泰久の認証官任命式が行われた。

御弔電及び御答電

崇仁親王殿下薨去に際し、次の各国元首等から天皇皇后両陛下へ御弔電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

オランダ国国王妃両陛下

モロッコ国国王陛下

崇仁親王殿下薨去に際し、次の各国元首等から天皇陛下へ御弔電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

スロベニア国大統領閣下

ベルギー国国王陛下

クウェート国首長殿下

スリランカ国大統領閣下

ガンビア国国王陛下

ウズベキスタン国大統領代行閣下

ブルネイ国国王陛下

チュニジア国大統領閣下

ローマ法王台下

ベトナム国主席閣下

オマーン国国王陛下

スペイン国国王王妃両陛下

スロバキア国大統領閣下

カタール国首長殿下

コロンビア国大統領閣下

セルビア国大統領閣下

シンガポール国大統領閣下

ブルガリア国大統領閣下

サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王

エジプト国大統領閣下

モルドバ国大統領閣下

レソト国国王陛下

エルサルバドル国大統領閣下

ボスニア・ヘルツェゴビナ国大統領評議会議長閣下

クロアチア国大公同妃両殿下

イラク国大統領閣下

モンテネグロ国大統領閣下

ラザンビア国大統領閣下

トリニダード・トバゴ国大統領閣下

御答電

天皇陛下から平成二十八年十二月五日タイ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、一月二十日御答電があった。

官庁報告

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人田中壮太は願により公証人を免ぜられた。

青野洋士は公証人に任命され、東京法務局所属公証人田中壮太の後任を命ぜられた。（以上二月一日）（法務省）

労　働

中央最低賃金審議会委員の候補者の推薦について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第１項の規定に基づき中央最低賃金審議会委員を任命するに当たり、最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第３条第１項の規定に基づき候補者の推薦を求めることとしたので、関係労働組合及び関係使用者団体は、次の「中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、それぞれ、労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成29年２月９日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領

１　推薦資格

⑴　労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第２条に規定する労働組合であること。

⑵　使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

２　候補者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号のいずれにも該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦資格を有する労働組合は別紙１による推薦書により、推薦資格を有する使用者団体は別紙２による推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に次の書類を添付して提出すること。

①　候補者の履歴書　２部

②　中央最低賃金審議会の委員に就任することについての候補者の内諾書　１部

４　推薦締切日　平成29年３月２日

５　推薦書及び添付書類の提出場所　厚生労働省労働基準局賃金課（東京都千代田区霞が関１丁目２番２号）

別紙１

平成　年　月　日

住　所（主たる事務所の所在地）

労働組合名（代　表　者　氏　名）　印

厚生労働大臣　塩崎　恭久　殿

中央最低賃金審議会委員の候補者として次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属労働組合及び地位	所属職場及び地位	略歴	備考

（記入上の注意）　所属労働組合及び地位欄には、候補者の所属労働組合が複数ある場合には、その労働組合名及び地位を全部列挙して記入すること。

別紙２

平成　年　月　日

住　所（主たる事務所の所在地）

使用者団体名（代　表　者　氏　名）　印

厚生労働大臣　塩崎　恭久　殿

中央最低賃金審議会委員の候補者として次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属会社・事業場名及び地位	略歴	備　考

（記入上の注意）　所属会社・事業場名及び地位欄には、候補者の所属会社、事業場が複数ある場合には、その所属会社、事業場名及び地位を全部列挙して記入すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

秋田市山王七丁目９番42号**株式会社秋田放送**の工場財団に秋田市山王七丁目118番地秋田放送デジタル放送設備の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年２月９日　秋田地方法務局

富山県中新川郡立山町西芦原新１番地１**中越合金鋳工株式会社**の工場財団に富山県中新川郡立山町西芦原新字西芦原前１番地１中越合金鋳工株式会社富山工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年２月９日　富山地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人田中壮太の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成29年２月９日　東京法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月９日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　処分をした年月日　平成29年１月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ワールド農工株式会社　藤野　一馬　秋田県雄勝郡羽後町野中字水無19－１　国土交通大臣許可（般－26）第22943号